

貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の1カ月
についての拘束時間の延長に関する協定書(例)

〇〇運送株式会社代表取締役〇〇〇〇と〇〇運送株式会社労働者代表〇〇〇〇は、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(厚生労働省告示)第4条第1項第1号ただし書きの規定に基づき、拘束時間に関し、下記のとおり協定する。

記

- 1 本協定の適用対象者は、長距離運行に従事する自動車運転者とする。
- 2 拘束時間は下の表のとおりとする。なお、起算日は毎月1日とする。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間計
300 時間	280 時間	284 時間	300 時間	280 時間	284 時間	284 時間	300 時間	320 時間	280 時間	284 時間	320 時間	3,516 時間

- 3 本協定の有効期間は、平成〇年4月1日から平成〇年3月31日までとする。
- 4 本協定に定める事項について変更する必要がある場合には、1カ月前までに協議を行い、変更を行うものとする。

平成〇年〇月〇日

〇〇運送株式会社 労働者代表 〇〇〇〇 印
〇〇運送株式会社 代表取締役 〇〇〇〇 印